



第6章

社会保障財源としての目的消費税の活用

八代尚宏 鈴木亘

● 2008 年末に公表された社会保障国民会議の報告書では、基礎年金の財政方式について社会保険料方式と税方式との比較を行った。これ自体は画期的なことだが、無年金者の救済費用を税方式にだけ負わせるなど、公平な基準での比較とはなっていない。

● また、保険料納付率の低下は年金財政に大きな影響を与えないとして、現行の社会保険方式を擁護している。これは、引退時に福祉に依存することを防ぐための、勤労時の強制貯蓄としての公的年金保険の基本的な役割を無視したものである。また、無年金者が増えれば、後代世代の税負担は高まり、世代間の給付と負担の格差はいっそう拡大する。これに対し、誰もが負担を免れない年金目的消費税方式であれば、給付との均衡が維持され、世代間の格差是正に貢献するとともに、むしろ社会保険方式の本来の機能を強化する。

● 社会保険料の未納は、国民健康保険においても、より深刻な問題である。市町村単位の国民健康保険では、他の自治体への転居や被用者保険への加入で過去の未納記録が容易に消滅する。また、保険料未納者であっても公共的な医療サービスを提供しないことは許されない。誰もが負担を免れない、社会保障目的消費税による保険料の徴収が公平性と効率性の観点から優れている。